

島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（重大事故等対処設備：第43条）

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成26年11月13日 (技術的能力1.0.2)	大型航空機落下による大規模損壊等を想定した場合の可搬型設備 接続箇所の位置的分散について説明すること。（大規模損壊での課 題）	本日回答	可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建物の外から水又は電 力を供給するものの接続口は、設置許可基準規則第43条第3項 第3号の要求に、共通要因によって接続することができなくなることを 防止するため、それぞれ互いに異なる複数の箇所に設けることとしてい る。なお、大型航空機の衝突により、原子炉建物外壁面の接続口 に接続できなくなることを想定し、原子炉建物外壁面以外にも接続 口を設けることとしている。 (資料 3 - 1 P21,P22, 資料 3 - 5 P共5-2)